

各種書面の主な改定ポイント

※詳細は各書面及び、新旧対照表をご参照ください。

【金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明】

- ・品受・品渡事務手続き料を手数料へ取り扱いを変更（信用取引の契約締結前交付書面へ記載）
- ・契約の終了事由項目の削除

【最良執行方針】

- ・信用取引における PTS 取引の追記

【上場有価証券等書面】

- ・品受・品渡事務手続き料を手数料へ取り扱いを変更（信用取引の契約締結前交付書面へ記載）
- ・女子割の廃止

【信用取引の契約締結前交付書面】

- ・PTS 取引について追記
- ・品受・品渡に関する手数料の新設

新旧対照表

令和2年3月5日

au カブコム証券

変更・削除箇所は下線部

・金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約のご説明

旧	新	備考
<p>(略)</p> <p>■手数料・その他諸費用について</p> <p>(略)</p> <p><u>信用取引で買建の場合には品受（現金を支払って決済し、現物株式を取得すること）、売建の場合には品渡（建玉と同じ株券を差し入れて、売付代金を受け取ること）を行った場合には別途事務手続き料をいただきます。</u></p> <p><u>* 別途、消費税がかかります。</u></p> <p>(略)</p> <p>【この契約の終了事由】</p> <p>(略)</p> <p><u>・お客様が当社の取引約款類の変更に同意されない場合</u></p> <p>(略)</p> <p>【金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について】</p> <p>(略)</p> <p>(2) 苦情受付窓口</p>	<p>(略)</p> <p>■手数料・その他諸費用について</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>【この契約の終了事由】</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>【金融商品取引業者の概要及び苦情受付・苦情処理・紛争解決について】</p> <p>(略)</p> <p>(2) 苦情受付窓口</p>	<p>削除</p> <p>削除</p>

<p>金融商品取引業者は、顧客からの苦情を次の窓口で受け付けております。</p> <p>受付時間 : 午前8時から午後5時</p> <p>窓 口 : お客様サポートセンター</p> <p>受付方法 : 電話、電子メール、<u>手紙</u></p>	<p>金融商品取引業者は、顧客からの苦情を次の窓口で受け付けております。</p> <p>受付時間 : 午前8時から午後5時</p> <p>窓 口 : お客様サポートセンター</p> <p>受付方法 : 電話、電子メール</p>	<p>削除</p> <p>その他、「a u」を「au」に表記ゆれを訂正。</p>
---	---	--

・最良執行方針

旧	新	備考
<p>(略)</p> <p>モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社が運営するダークプールです。</p> <p>(略)</p> <p>②上記①の後、SOR注文の一部または全数量が付け合せられなかった場合、(お客様が指値注文を行った場合であって、PTS市場及び東京証券取引所のいずれにも当該指値価格と同等または有利な気配の提示がない場合を除く) SOR注文の残数量を(成行注文として発注いただいた場合は全数量執行可能な価格、指値注文の場合は全数量執行可能な価格と指値を比較し、より有利な価格)で、「価格」「市場」「流動性」等の優先順位により、PTS市場またはPTS市場及び東京証券取引所に一括もしくは分割してIOC注文を行います。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>モルガン・スタンレーMUF G証券株式会社が運営するダークプールです。</p> <p><u>現物取引においてSORを利用した場合の執行方法</u></p> <p>(略)</p> <p>②上記①の後、SOR注文の一部または全数量が付け合せられなかった場合、(お客様が指値注文を行った場合であって、PTS市場及び東京証券取引所のいずれにも当該指値価格と同等または有利な気配の提示がない場合を除く) SOR注文の残数量を(成行注文として発注いただいた場合は全数量執行可能な価格、指値注文の場合は全数量執行可能な価格と指値を比較し、より有利な価格)で、「価格」「市場」「流動性」等の優先順位により、PTS市場またはPTS市場及び東京証券取引所に一括もしくは分割してIOC注文<u>(PTS市場及び東京証券取引所の売買単位に合わせて)</u>を行います。</p> <p>(略)</p>	<p>追記</p> <p>追記</p>

<p>4. その他 (略)</p> <p>③信用取引の決済取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規建を行った金融商品取引所 	<p><u>信用取引においてSORを利用した場合の執行方法</u></p> <p>① <u>PTS市場及び東京証券取引所の最良気配を参考とする指値（成行注文として発注いただいた場合はPTS市場及び東京証券取引所の最良気配、指値注文の場合は最良気配と指値を比較し有利な価格）で「価格」「市場」「流動性」等の優先順位により、PTS市場またはPTS市場及び東京証券取引所に一括もしくは分割してIOC注文（PTS市場及び東京証券取引所の売買単位に合わせて）を行います。</u></p> <p>② <u>上記①の後、SOR注文の一部または全数量が約定しなかった場合、SOR注文の残数量を、お客様が指定した注文価格及び執行条件で東京証券取引所に注文を行います。</u></p> <p>③ <u>東京証券取引所に発注後、お客様の注文価格と同等または有利な気配がPTS市場に発生した場合、東京証券取引所に発注していた注文の一部または全数量を削減し、当該気配を提示するPTS市場にIOC注文を行います。</u></p> <p>④ <u>全数量が約定または失効するまで、上記③を継続します。</u></p> <p>(略)</p> <p>4. その他 (略)</p> <p>③信用取引の決済取引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>東京証券取引所以外の金融商品取引所において新規建を行った場合、当該金融商品取引所</u> ・ <u>東京証券取引所およびPTS市場において新規建を行った場合、東京証券取引所またはPTS市場</u> 	<p>新設</p> <p>変更</p> <p>新設</p>
---	---	-------------------------------

・上場有価証券等書面

旧	新	備考																						
<p>(略)</p> <p>当社に対するご意見・苦情に関する連絡窓口</p> <p>当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。</p> <p>受付時間 : 午前8時から午後5時</p> <p>窓口 : お客様サポートセンター</p> <p>受付方法 : 電話、電子メール、<u>手紙</u></p> <p>電話番号 : 0120-390-390</p> <p>携帯・PHS : 03-6688-8888</p> <p>メールアドレス : cs@kabu.com</p> <p>(略)</p> <p>別紙</p> <p>(略)</p> <p>品受・品渡に関する事務手続き料</p> <p><u>信用取引で品受、品渡を行った場合には下記のとおり事務手続き料がかかります。</u></p> <table border="1" data-bbox="98 1086 862 1433"> <thead> <tr> <th>品受・品渡金額</th> <th>品受/品渡しに関する事務手続き料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10万円以下</td> <td>90円</td> </tr> <tr> <td>10万円超～20万円以下</td> <td>135円</td> </tr> <tr> <td>20万円超～50万円以下</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>50万円超～60万円以下</td> <td>539円</td> </tr> <tr> <td>60万円超～70万円以下</td> <td>629円</td> </tr> <tr> <td>70万円超～80万円以下</td> <td>719円</td> </tr> <tr> <td>80万円超～100万円以下</td> <td>760円</td> </tr> <tr> <td>100万円超～200万円以下</td> <td>940円</td> </tr> <tr> <td>200万円超～500万円以下</td> <td>1,100円</td> </tr> <tr> <td>500万円超</td> <td>1,200円</td> </tr> </tbody> </table>	品受・品渡金額	品受/品渡しに関する事務手続き料	10万円以下	90円	10万円超～20万円以下	135円	20万円超～50万円以下	180円	50万円超～60万円以下	539円	60万円超～70万円以下	629円	70万円超～80万円以下	719円	80万円超～100万円以下	760円	100万円超～200万円以下	940円	200万円超～500万円以下	1,100円	500万円超	1,200円	<p>(略)</p> <p>当社に対するご意見・苦情に関する連絡窓口</p> <p>当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。</p> <p>受付時間 : 午前8時から午後5時</p> <p>窓口 : お客様サポートセンター</p> <p>受付方法 : 電話、電子メール</p> <p>電話番号 : 0120-390-390</p> <p>携帯・PHS : 03-6688-8888</p> <p>メールアドレス : cs@kabu.com</p> <p>(略)</p> <p>別紙</p> <p>(略)</p>	<p>削除</p> <p>削除</p>
品受・品渡金額	品受/品渡しに関する事務手続き料																							
10万円以下	90円																							
10万円超～20万円以下	135円																							
20万円超～50万円以下	180円																							
50万円超～60万円以下	539円																							
60万円超～70万円以下	629円																							
70万円超～80万円以下	719円																							
80万円超～100万円以下	760円																							
100万円超～200万円以下	940円																							
200万円超～500万円以下	1,100円																							
500万円超	1,200円																							

<p>※信用取引の契約締結前交付書面 別紙 1 (4) に定める『金利優遇プラン』が適用されているお客さまにつきましては、本事務手続き料は発生いたしません。</p> <p>(略)</p> <p>【女子割】</p> <p>・女性のお客様は「現物株式のお取引」の手数料が1%割引になります。</p> <p>※シニア割引等との併用が可能です。</p> <p>※各割引率は、税抜手数料に対して適用のうえ手数料計算され、割引適用後手数料に消費税が加算されます。</p> <p>※割引プランの計算においては小数点以下も含めて行いますが、基本となる手数料計算および消費税計算における小数点は切り捨てとなります。</p> <p>(略)</p> <p>【NISA割】</p> <p>(略)</p> <p>・「NISA 割」は、「女子割」(1%割引)、「シニア割引」(最大 4%割引)、「au 割+」(最大 15%割引) など既存の当社手数料割引プランと併用が可能です。</p> <p>(略)</p> <p>【au で株式割】</p> <p>(略)</p> <p>・「au で株式割」は「NISA 割」(最大 5%割引)、「女子割」(1%割引)、「シニア割引」(最大 4%割引)、「</p>	<p>(略)</p> <p>【NISA割】</p> <p>(略)</p> <p>・「NISA 割」は、「シニア割引」(最大 4%割引)、「au 割+」(最大 15%割引) など既存の当社手数料割引プランと併用が可能です。</p> <p>(略)</p> <p>【au で株式割】</p> <p>(略)</p> <p>・「au で株式割」は「NISA割」(最大5%割引)、「シニア割引」(最大4%割引)、「</p>	<p>削除</p> <p>変更</p> <p>変更</p>
--	---	-------------------------------

・信用取引の契約締結前交付書面

旧	新	備考
<p>(略)</p> <p>○信用取引には、金融商品取引所で行われるものの他、PTS (私設取引システム) において行われるもの (「PTS 信用取引」といいます。) がありますが、当社では PTS 信用取引は扱っておりませんので、この書面</p>	<p>(略)</p> <p>○信用取引には、金融商品取引所で行われるものの他、PTS (私設取引システム) において行われるもの (「PTS信用取引」といいます。) があります。この書面では、特に言及がない限り、PTS信用</p>	<p>変更</p>

<p>に記載されている事項は、すべて金融商品取引所で行われるものを対象としています。</p> <p>(略)</p> <p>■委託保証金について</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 信用取引の利用が過度であると金融商品取引所が認める場合には、委託保証金率の引き上げ、信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります。 <p>(略)</p> <p>【信用取引に係る金融商品取引契約の概要】</p> <p>(略)</p> <p>【当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等】</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> お取引にあたっては、あらかじめ「信用取引口座設定約諾書」「信用取引申込書兼信用取引に関する覚書兼個人情報利用目的同意書兼特定口座異動届出書」を電磁的方法による交付等又は必要事項を記入のうえ捺印して当社に差し入れ、信用取引口座を開設していただく必要があります。信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書については十分お読みいただき、その写しを保管してください。 信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。 	<p>取引を含めた信用取引全体に関する説明を記載しています。</p> <p>(略)</p> <p>■委託保証金について</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 信用取引の利用が過度であると金融商品取引所等が認める場合には、委託保証金率の引き上げ、信用取引の制限または禁止の措置等をとることがあります。 <p>(略)</p> <p>【信用取引に係る金融商品取引契約の概要】</p> <p>(略)</p> <p><u>PTS（私設取引システム）への委託注文の媒介、取次ぎ又は代理</u></p> <p>(略)</p> <p>【当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等】</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> お取引にあたっては、あらかじめ「信用取引口座設定約諾書兼 <u>PTS 信用取引に係る合意書</u>」「信用取引申込書兼信用取引に関する覚書兼個人情報利用目的同意書兼特定口座異動届出書」を電磁的方法による交付等又は必要事項を記入のうえ捺印して当社に差し入れ、信用取引口座を開設していただく必要があります。信用取引に関する金銭・有価証券は、すべてこの口座を通して処理されます。なお、約諾書兼 <u>PTS 信用取引に係る合意書</u>については十分お読みいただき、その写しを保管してください。 信用取引口座の開設にあたっては、一定の投資経験、知識、資力等が必要ですので、場合によっては、口座の開設に応じられないこともあります。 <u>信用取引口座の開設にあたっては、「SOR 取引・MS プール取引及び PTS 取引約款」について、電磁的な方法により同意が必要と</u> 	<p>変更</p> <p>新設</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>追記</p>
---	---	---

<p>・信用取引で注文される際は、必ず「信用取引で」と明示してください。また、その際、制度信用取引を行うのか、一般信用取引を行うのかの別も明示してください。なお、その際に決めた信用取引の種別については、途中で変更できませんので、注意してください。</p> <p>・金融商品取引所は信用取引の過度の利用を未然に防止するため、日々公表銘柄制度を設け、日々公表銘柄に関するガイドラインに該当した銘柄を「日々公表銘柄」としてその信用取引残高を日々公表します。</p> <p>(略)</p> <p>信用取引の仕組みについて</p> <p>(1) 制度信用取引</p> <p>(略)</p>	<p>なります。</p> <p>・信用取引で注文される際は、必ず「信用取引で」と明示してください。また、その際、<u>制度信用取引(PTS 制度信用取引を含みます)</u>を行うのか、一般信用取引(PTS 一般信用取引を含みます)を行うのかの別も明示してください。なお、その際に決めた信用取引の種別については、途中で変更できませんので、注意してください。</p> <p>・金融商品取引所は信用取引の過度の利用を未然に防止するため、日々公表銘柄制度を設け、日々公表銘柄に関するガイドラインに該当した銘柄を「日々公表銘柄」としてその信用取引残高を日々公表します。</p> <p>・PTS は、<u>上記の日々公表銘柄に加え、PTS 日々公表銘柄に関する規定を設け、当該規定に該当した銘柄を「PTS 日々公表銘柄」としてその信用取引残高を日々公表します。</u></p> <p>(略)</p> <p>信用取引の仕組みについて</p> <p>(1) 制度信用取引 <u>(PTS 制度信用取引については次項をご覧ください)</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) PTS 制度信用取引</p> <p>・PTS 制度信用取引とは、<u>金融商品取引所に上場している株券等を対象とし、PTS において行われる信用取引です。品貸料及び返済期限は、日本証券業協会の認可会員である私設取引システム運営業者(以下、「PTS 運営業者」といいます。)</u>が、<u>日本証券業協会の規則に基づき決定しています。また、PTS 制度信用取引によって行った売買の決済のために、当社は証券金融会社から売付株券等及び買付代金を金融商品取引所の決済機構を通じて借り入れること(貸借取引)ができます。</u></p> <p>・PTS 制度信用取引ができる銘柄は、株券等のうち、金融商品</p>	<p>変更</p> <p>追記</p> <p>変更</p> <p>新設</p>
---	--	---

<p>(2) 一般信用取引 (略)</p>	<p><u>取引所が決めた銘柄(制度信用銘柄)の中から証券金融会社が選定した銘柄から、PTS 運営業者が選定した銘柄に限られます。なお、PTS 制度信用銘柄を対象とした買付けであれば、貸借取引により当社が買付代金を借り入れることは原則として可能ですが、売付株券等を借り入れることができるのは、PTS 制度信用銘柄のうち、金融商品取引所が決めた銘柄(貸借銘柄)の中から証券金融会社が選定した銘柄から、PTS 運営業者が選定した銘柄に限られます。</u></p> <p><u>・PTS 制度信用取引の返済期限は6か月と決められており、6か月を超えて PTS 制度信用取引を継続することはできません。なお、金融商品取引所が制度信用取引を継続することが適当でないと認め、制度信用取引の返済期限(6か月)の定めにかかわらず、返済期限の変更(返済期限の繰上げ)が行われた場合は、PTS 制度信用取引についても返済期限の変更(返済期限の繰上げ)が行われますのでご注意ください。また、金融商品取引所による返済期限の変更が行われていない場合でも、PTS 運営業者が PTS 制度信用取引を継続することが適当でないと認め、PTS 制度信用取引の返済期限(6か月)の定めにかかわらず、返済期限の変更(返済期限の繰上げ)が行われることがありますのでご注意ください。</u></p> <p><u>・上記3点を除き、PTS 制度信用取引における金利、貸株料、品貸料、貸株料その他の取扱いは、制度信用取引と同じとなります(当社ホームページを参照ください)。</u></p> <p><u>(3) 一般信用取引 (PTS 一般信用取引については次項をご覧ください)</u> (略)</p> <p><u>(4) PTS 一般信用取引</u></p> <p><u>・PTS 一般信用取引とは、金融商品取引所に上場している株券等を対象とし、PTS において行われる信用取引ですが、品貸</u></p>	<p>変更</p> <p>新設</p>
---------------------------	--	---------------------

<p>(3) 信用取引に関わる共通事項 (略)</p> <p>当社に対するご意見・苦情等に関する連絡窓口 (略)</p> <p>受付方法 : 電話、電子メール、<u>手紙</u> (略)</p> <p>別紙 1 (略)</p> <p>(3) その他の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> 品受・品渡に関する事務手続き料 <p>信用取引で買建の場合には品受（売り返済をせずに現金を支払って決済し、現物株式を取得すること）、売建の場合には品渡（買い返済をせずに、保有する現物株を差し入れて、売付代金を受け取ること）を行った場合には別途事務手続き料がかかります。</p> <p>(4) 金利優遇プラン <u>ゴールドプラン、プラチナプラン、ダイヤモンドプラン、クラウンプランについて</u> 上記金利体系とは別にお取引の前月の建玉残高または新規建約定代金に応じた優遇金利体系があります。</p>	<p><u>料、返済期限等は、お客様と当社との間で自由に決定することができる信用取引です。ただし、PTS 一般信用取引によって行った売買の決済のために、貸借取引を利用することはできません。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>上記を除き、PTS 一般信用取引における銘柄選定、金利、貸株料、品貸料、貸株料その他の取扱いは、一般信用取引と同じとなります（当社ホームページを参照ください）。</u> <p>(5) 信用取引に関わる共通事項 (略)</p> <p>当社に対するご意見・苦情等に関する連絡窓口 (略)</p> <p>受付方法 : 電話、電子メール (略)</p> <p>別紙 1 (略)</p> <p>(3) その他の費用</p> <ul style="list-style-type: none"> 品受・品渡に関する<u>手数料</u> <p>信用取引で買建の場合には品受（売り返済をせずに現金を支払って決済し、現物株式を取得すること）、売建の場合には品渡（買い返済をせずに、保有する現物株を差し入れて、売付代金を受け取ること）を行った場合には別途<u>手数料</u>がかかります。詳しくは当社ホームページの信用取引（制度・一般）<u>手数料をご確認ください。</u></p> <p>(4) 金利優遇プラン 上記金利体系とは別にお取引の前月の建玉残高・新規建約定代金等に応じた優遇金利体系があります。詳しくは当社ホームページの信用取引（制度・一般）金利優遇プランをご確認ください。</p>	<p>削除</p> <p>変更</p> <p>変更</p> <p>変更・削除</p>
---	---	--

プラン名	新規建約定金額の合計額 前1か月の建玉残高	買い方金利の優遇
ゴールドプラン	新規建約定金額 : 4 億円以上 前1か月の建玉残高 : 3 億円以上	0.3%優遇
プラチナプラン	新規建約定金額 : 30 億円以上 前1か月の建玉残高 : 15 億円以上	0.92%優遇
ダイヤモンドプラン	新規建約定金額 : 100 億円以上 前1か月の建玉残高 : 30 億円以上	1.1%優遇
クラウンプラン	新規建約定金額 : 125 億円以上 前1か月の建玉残高 : 45 億円以上	2.64%優遇

※前営業日の建玉残高とは前営業日に返済されていない建玉総額。

前営業日の新規建約定代金合計とは前営業日の新規建約定金額
(売建・買建、内出来を含む)の合計です。

※消費税とは別にお取引により生じた利益には2013年1月1日から
2037年12月31日までの間、復興特別所得税(2.1%)が課せ
られます。

復興特別所得税は、上場株式・公募投資信託の配当と売買益、債
券の利子、デリバティブ取引の利益を対象とする付加税です。

【ご注意】優遇金利の適用は、プラン適用月の1日より月
末までとなります。

※1 前1ヶ月の新規建約定代金合計…判定期間開始日(前々月21
日)～終了日(前月20日)(約定日ベース)までの新規建約定
代金(売建・買建、内出来を含む)の合計です。

※2 前1ヶ月の建玉残高…判定期間最終日(前月20日)(約定日ベ
ース)・休業日の場合は繰り上げ)に返済されていない建玉総
額

※3 4月～9月(上半期)の6ヶ月間、または10月～3月(下半期)
の6ヶ月間のいずれかの期間において、ゴールドプラン以上の
プラン適用回数の合計が4回以上となった場合(但し、ダイヤ

モンドプラン適用条件を除く)、翌4月又は10月から開始となる6ヶ月間のうちお客様が希望する月にプラチナプランを適用することが可能（1回のみ）。適用を希望の場合には、適用を希望する月の前月末営業日から起算して5営業日前までにログイン後マイページに掲載される専用エントリーフォームからお申しいただくことが必要です。なお、※3の条件に該当しプラチナプランが適用された回数は、※3適用条件の適用回数には含めません。

※3に申しいただいた場合、原則として申込の取消はできません。但し、※1の条件または、※2の条件でプラチナプランが適用される場合は、プラン適用希望月の申込締切までに申込をされていても、申込は取消されたものとみなします。その場合、対象期間内で異なる月を希望月として再申しいただくことは可能です。※1の条件または、※2の条件でゴールドプランの適用予定となっている場合には、申込は有効なものとして扱いプラチナプランを適用いたします。

システム障害等により、お客様からの申込を当社が確認できなかった場合、※3の対象とはなりません。

※4 4月～9月（上半期）の6ヶ月間、または10月～3月（下半期）の6ヶ月間のいずれかの期間において、ダイヤモンドプラン以上のプラン適用回数の合計が4回以上となった場合、翌4月又は10月から開始となる6ヶ月間のうちお客様が希望する月にダイヤモンドプランを適用することが可能（1回のみ）。適用を希望の場合には、適用を希望する月の前月末営業日から起算して5営業日前までにログイン後マイページに掲載される専用エントリーフォームからお申しいただくことが必要です。なお、※4の条件に該当しダイヤモンドプランが適用された回数は、※4適用条件の適用回数には含めません。

※4に申しいただいた場合、原則として申込の取消はできません

ん。但し、※1 の条件または、※2 の条件でダイヤモンドプランが適用される場合は、プラン適用希望月の申込締切までに申込をされていても、申込は取消されたものとみなします。その場合、対象期間内で異なる月を希望月として再申込いただくことは可能です。※1 の条件または、※2 の条件でプラチナプランの適用予定となっている場合には、申込は有効なものとして扱いダイヤモンドプランを適用いたします。※3 の条件と※4 の条件を同時に満たした場合は※4 の適用条件が優先されます。

システム障害等により、お客様からの申込を当社が確認できなかった場合、※4 の対象とはなりません。

※5 4月～9月の6ヶ月間、または10月～3月の6ヶ月間のいずれかの期間において、ダイヤモンドプランもしくはクラウンプラン適用回数の合計が4回以上となった場合、翌4月又は10月から開始となる6ヶ月間のうちお客さまが希望する月にクラウンプランを適用することが可能（1回のみ）。適用を希望の場合には、適用を希望する月の前月末営業日から起算して5営業日前までにログイン後マイページに掲載される専用エントリーフォームからお申込いただく必要があります。なお、※5 の条件に該当しクラウンプランが適用された回数は、※5 適用条件の適用回数には含めません。※5 に申込いただいた場合、原則として申込の取消はできません。但し、※1 の条件または、※2 の条件でクラウンプランが適用される場合は、プラン適用希望月の申込締切までに申込をされていても、申込は取消されたものとみなします。その場合、対象期間内で異なる月を希望月として再申込いただくことは可能です。※1 の条件または、※2 の条件でダイヤモンドプランの適用予定となっている場合には、申込は有効なものとして扱いクラウンプランを適用いたします。※4 の条件と※5 の条件を同時に満たした場合は※5 の

適用条件が優先されます。システム障害等により、お客さまからの申込を当社が確認できなかった場合、※5 の対象とはなりません。

(略)

(略)

包括再担保契約に基づく担保同意書

私は、貴社に預入れしてある信用取引保証金代用有価証券について、下記により貴社が証券金融会社又は金融商品取引業等に関する内閣府令第 140 条第 1 項に規定する母店金融商品取引業者等に混同担保として提供することに同意します。

1. 貴社が混同担保として提供できる有価証券は、私が貴社に預託する全ての信用取引保証金代用有価証券とすること。
2. 貴社は、1. で指定した有価証券について預託を受けた後、担保に提供するまでの間に、私に対し、包括再担保契約により包括的な同意を得ている旨確認すること。
3. 2. で確認をした有価証券を、同契約に基づき担保として提供しようとするときは、当該担保として提供しようとする有価証券の種類、銘柄及び株数若しくは券面の総額に関する事項を記載した「信用取引保証金代用有価証券再担保同意明細書」を「取引残高報告書」と併せて私に送付すること、又は当該事項を電磁的方法により私に提供すること。
4. 貴社は、私の申し出により、同契約の解約に応じること。
5. 貴社は、私が信用取引口座の解約を申し出た際には、同契約も同時に解約すること。

「担保同意書」の電磁的方法による取扱いについて

1. 電磁的同意方法
代用有価証券の買付若しくは保護預りからの振替の都度、当該有価証券を混同担保として取扱うことを電磁的方法により

新設

	<p><u>当該画面にて同意いたします。</u></p> <p>2. <u>同意内容の確認（交付）</u></p> <p><u>同意済みである有価証券明細の確認については、代用有価証券の買付けに係る明細は「取引履歴（詳細）」画面、保護預りからの振替分は「国内株式振替・照会」画面にて行います。</u></p> <p>以上</p>	
--	--	--

以上